

市第34号議案

福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

次のように福祉保健活動拠点の指定管理者を指定する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見区福祉保健活動拠点	鶴見区鶴見中央 四丁目37番37号	社会福祉法人横浜市鶴見区社会福祉協議会 会長 渡 辺 武	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市神奈川区福祉保健活動拠点	神奈川区反町1 丁目8番地の4	社会福祉法人横浜市神奈川区社会福祉協議会 会長 河 原 史 郎	同
横浜市南区福祉保健活動拠点	南区浦舟町3丁目46番地	社会福祉法人横浜市南区社会福祉協議会 会長 大 津 幸 雄	同
横浜市港南区福祉保健活動拠点	港南区港南四丁目2番8号	社会福祉法人横浜市港南区社会福祉協議会 会長 木 村 妙 子	同
横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点	保土ヶ谷区川辺町5番地の11	社会福祉法人横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会 会長 畑 尻 明	同
横浜市旭区福祉保健活動拠点	旭区鶴ヶ峰一丁目6番地の35	社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会 会長 池 田 宏 史	同
横浜市磯子区福祉保健活動拠点	磯子区磯子三丁目1番41号	社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会 会長 小宮山 滋	同
横浜市金沢区福祉保健活動拠点	金沢区泥亀一丁目21番5号	社会福祉法人横浜市金沢区社会福祉協議会 会長 増 田 一 行	同

横浜市港北区福祉保健活動拠点	港北区大豆戸町 13番地の1	社会福祉法人横浜市港北区社会福祉協議会 会長 加藤 修	同
横浜市緑区福祉保健活動拠点	緑区中山二丁目 1番1号	社会福祉法人横浜市緑区社会福祉協議会 会長 大谷 務	同
横浜市都筑区福祉保健活動拠点	都筑区荏田東四丁目 10番3号	社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会 会長 村田 輝雄	同
横浜市戸塚区福祉保健活動拠点	戸塚区戸塚町16 7番地の25	社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会 会長 有賀 美代	同
横浜市栄区福祉保健活動拠点	栄区桂町279番 地の29	社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会 会長 田中 健次	同
横浜市泉区福祉保健活動拠点	泉区和泉中央南 五丁目4番13号	社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会 会長 大貫 芳夫	同
横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点	瀬谷区二ツ橋町 469番地	社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会 会長 福田 愛一郎	同

提 案 理 由

横浜市鶴見区福祉保健活動拠点等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）

